

衆議院国土交通委員会ニュース

平成 27. 8. 26 第 189 回国会第 19 号

8 月 26 日（水）、第 19 回の委員会が開かれました。

1 航空法の一部を改正する法律案（内閣提出第 75 号）

- ・太田国土交通大臣、西村国土交通副大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、民主、維新、公明、共産）
- ・金子恭之君外 5 名（自民、民主、維新、公明、共産）から提出された附帯決議案について、本村賢太郎君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、民主、維新、公明 共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

足立 康 史君（維新）

- ・無人航空機について一番大事な事は、規制と利活用のバランスであり、新しい技術と産業が発展していくことが重要と考えるが、見解を伺いたい。
- ・将来的に無人航空機の運航に当たっての免許制の導入や購入の際の届出制の導入について、本法律案作成の過程の中で議論があったのか。

横山 博 幸君（維新）

- ・「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」の第 3 回会議で取りまとめられた骨子で、無人航空機の運航ルールに関して、関係者の意見を踏まえて検討をすることとされたが、どのような関係者からどのような内容を聴取したのか、その内容を公開する考えはあるか。
- ・無人航空機の飛行を規制する高度 150m について、実際の高さを予測・推測して飛行させることは難しい。高さ問題について、他省庁と連携してどのように対応していくのか、操縦者自らが判断して飛行させるのか。

本村 賢太郎君（民主）

- ・米軍の相模総合補給廠内で爆発火災が発生したが、防衛省の今後の対応について伺いたい。
- ・本法律案には、空港周辺や人又は家屋の密集地域の上空などの無人航空機の飛行禁止空域と日中飛行や目視監視などの飛行方法が定められているが、どのように利用者に周知させるのか。
- ・無人航空機においては、安全確保と産業利用等の利活用の双方が求められているが、今後の無人航空機のルール

作りに向けた大臣の所見を伺いたい。

松原 仁君（民主）

- ・本法律案と「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案」（議員立法）との関係はどのようになっているのか、整合性はとれているのか。
- ・無人航空機は重量も形状も様々なものがあり、また、現に落下事故も起きている。自動車の免許や車検と同様、操縦者の免許制度の導入や無人航空機の定期点検の義務付けが必要だと考えるが、大臣の所見を伺いたい。
- ・無人航空機技術を我が国の重要産業とする観点から、その飛行に関するルール等について他省庁と議論するとともに国際社会共通のコンセンサスづくりを進めることが必要だと考えるが大臣の所見を伺いたい。

國場 幸之助君（自民）

- ・災害時における援助物資や医薬品の運搬には無人航空機の活用が有効だと考えるが、規制の適用を除外を定める第 132 条の 3 で規定する「搜索・救助等の特例」に含まれるのか、「等」の範囲について伺いたい。
- ・沖縄県が下地島空港及び周辺用地利活用候補事業に日本初のマルチコプター操縦技術者養成施設を開設するプランを採択している。開設されれば、空港周辺で無人航空機の飛行を実施することとなるが、飛行の許可はされるのか。

中 川 康 洋君（公明）

- ・本法律案の目的は、ドローン等無人航空機の利活用をいたずらに規制するものではなく、安全を確保した上で、普及促進を図るものであると考えるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・無人航空機の飛行の許可や承認の手続きは、国土交通省本省で対応するのか、出先機関も含めるのか、ネットでも申請可能にするのか。
- ・操縦免許、操縦者の技量検定、安全管理者の資格、製造・販売登録について検討すべきと考えるが、今後の方向性を伺いたい。

穀 田 恵 二君（共産）

- ・御巢鷹山の日航ジャンボ機墜落事故から本年度で30年を迎える。事故を受け、JALの社内報「おおぞら」において「絶対安全の極限に挑戦」と決意が述べられているが、この決意はJALの再生に活かされているのか、大臣の認識を伺いたい。
- ・JALの再生過程において、利益優先の考えにより熟練現場労働者の整理解雇が行われ労働者のモチベーションが低下しトラブルが多発したとの指摘がある。当時の大島大臣のもと実施された立入検査においても同様の認定がなされたと考えているが、大臣の認識を伺いたい。
- ・国土交通省は、いわゆる「8.10ペーパー」において、JALに対し、債権者、株主等の利害関係者の協力により再生を果たすことができたことから、「利益の社会的還元」を求めている。「利益の社会的還元」を行うのであれば、真っ先に被解雇者の職場復帰を行うべきではないか。